

香川高等専門学校危機管理規則

平成 21 年 10 月 1 日制定

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 平常時の危機管理(第 5 条・第 6 条)
- 第 3 章 緊急時の危機管理(第 7 条—第 11 条)
- 第 4 章 雑則(第 12 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、香川高等専門学校（以下「本校」という。）において発生することが予想される様々な事象に伴う危機に組織的に迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理体制及び危機事象発生時の基本的な対処方法等に関し、必要な事項を定めることにより、本校の学生、教職員（非常勤職員を含む。以下同じ）及び近隣住民（以下「学生等」という。）の安全並びに本校教育研究活動の確保に努めるとともに、本校の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 危機 自然災害及び火災等で学生及び教職員等の生命若しくは身体又は学校の財産、名誉若しくは組織の存続に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。
- 二 危機管理 次条に定める危機事象の原因と状況を把握、予知又は分析し、その事象によってもたらされる事態を想定することにより、被害や影響を回避又は軽減し、最小限に抑制するための適切な対応を行うことをいう。
- 三 リスク 本校の使命及び目標の達成を阻害する要因をいう。
- 四 リスク管理 リスクの顕在化の防止又はリスクが顕在化した場合の損失の回避、軽減及び移転等のリスク対応を図ることをいう。

(危機管理の対象)

第 3 条 この規則に定める危機管理の対象となる事象（以下「危機事象」という。）については、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学生等の安全に係わる重大な事象
- 二 本校の教育研究活動の遂行に重大な支障を及ぼす事象
- 三 社会的影響の大きな事象
- 四 施設管理上の重大な事象
- 五 本校の社会的信頼を損なう恐れのある事象
- 六 その他前各号に相当する事象であつて、組織的、集中的に対処する必要があると認められる事象

(危機管理のための校長等の責務)

第4条 校長は、本校における危機管理を総括する責任者として、全校の危機管理の充実に努めなければならない。

2 副校長、教務主事、学生主事及び寮務主事並びに事務部長は、校長を補佐し、危機管理の充実に努めなければならない。

3 専攻長、各学科長、図書館長及び各センター長（以下「学科長等」という。）は、専攻科、各学科、図書館及び各センター（以下「学科等」という。）における危機管理責任者として、全校的な危機管理体制と連携し、当該学科等の危機管理の充実に努めなければならない。

第2章 平常時の危機管理

(リスク管理室の設置)

第5条 本校に、危機管理を総合的かつ計画的に推進するため、リスク管理室を置く。

2 リスク管理室は、次の各号に掲げる者をもつて構成する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 教務主事、学生主事及び寮務主事
- 四 事務部長
- 五 総務課長、管理課長、学務課長及び学生課長
- 六 その他、校長が必要と認めた者

3 リスク管理室に室長を置き、校長をもつて充てる。

4 リスク管理室に副室長を置き、副校長をもつて充て、室長を補佐する。また、室長に事故あるときは、副室長は、その職務を代行する。

5 第2項第1号から第5号に掲げる者をリスク管理員とする。

6 リスク管理室の事務は、総務課において行う。

(リスク管理室の業務)

第6条 リスク管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 危機事象への対処に関すること。
- 二 危機管理に関する情報の収集分析及び周知に関すること。
- 三 危機管理マニュアル等の策定並びに周知に関すること。
- 四 危機管理に関する教育、研修、訓練等に関する企画、立案及び実施に関すること。
- 五 危機管理対策の評価及び見直しに関すること。
- 六 緊急時の組織体制及び情報伝達方法の整備並びに周知に関すること。
- 七 その他危機管理に係る必要な事項の実施に関すること。

第3章 緊急時の危機管理

(危機の通知等)

第7条 教職員は、緊急に対処すべき危機事象の発生又は発生する恐れがあることを発見した場合は、副校長、担当主事又は担当課に速やかに通報するとともに、危機事象発生報告書(別紙様式)によりリスク管理室(総務課)に報告するものとする。ただし、その状況によっては電話等による報告も可能とする。

- 2 前項に基づき通報を受けた副校長、担当主事又は担当課は、直ちに当該危機の状況を確認、掌握し、校長に報告し、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、被害者又は被災者とその関係者への適切な対応を行うものとする。

(対策本部の設置)

第8条 校長は、前条の通報に基づき、緊急にその対応を実施しなければならないと判断した場合は、速やかに当該危機事象に係る対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

- 2 対策本部は、次の各号に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 校長
 - 二 副校長、教務主事、学生主事及び寮務主事
 - 三 事務部長
 - 四 総務課長、管理課長、学務課長及び学生課長
 - 五 その他、校長が必要と認めた者
- 3 対策本部に本部長を置き、校長をもつて充て、業務を総括する。
- 4 対策本部に副本部長を置き、副校長をもつて充て、本部長を補佐する。また、本部長に事故あるときは、副本部長は、その職務を代行する。

- 5 対策本部の事務は、総務課において行う。
- 6 対策本部は、危機事象への対応の終了をもって解散する。

(対策本部の業務及び権限)

第9条 対策本部においては、次の業務を行う。

- 一 情報の収集、整理、分析及び伝達
 - 二 対応方針及び対応策の検討、実施
 - 三 関係機関及び機構本部との連絡、調整
 - 四 危機事象及び対応状況の記録
 - 五 その他本部長が必要と認める業務
- 2 対策本部は、危機事象を処理するにあたり、必要と認める場合は、本校内の手続を省略することができるものとする。
 - 3 前項により行われた危機事象の処理内容等については、事象への対応終了後、企画運営会議に報告するものとする。

(機構本部リスク管理本部等との連携)

第10条 対策本部は、危機管理を総合的かつ有機的に実施するため、国立高等専門学校機構本部リスク管理本部と相互連携を図るものとし、必要に応じて関係行政機関及び保護者等と連携して対応するものとする。

(各学科等における危機への対処等)

- 第11条 校長は、危機の事象によつては、当該学科等が危機の対応に当たることが適切と判断したときは、当該学科長等に対処を委ねるものとする。
- 2 対処を委ねられた当該学科長等は、危機の内容、対処方針、対処状況及び経過等について、随時、校長に報告するものとする。

第4章 雑則

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

危機事象発生報告書 第()報

(令和 年 月 日 時 分現在)

リスク管理室長 殿

所属名：

報告者氏名：

連絡先：

1. 事故等の種類 地震・火災・風水害・盗難・破損・犯罪・交通事故
その他 ()
2. 事故等発生日時 平成 年 月 日 () 時 分頃
3. 事故等発生場所
4. 人的被害の有無 教職員 ・ 有 () 人 ・ 無 ・ 確認中
学 生 ・ 有 () 人 ・ 無 ・ 確認中
その他 ・ 有 () 人 ・ 無 ・ 確認中
5. 物的被害の有無 有 ・ 無 ・ 確認中
6. 事故等の内容
7. 事故等の原因
8. その他

(注) 緊急の場合、まずは電話連絡ください。